ACSES ニュースレター_２１１０号（2021 年 5 月 31 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇[中国] 中国で爆発事故、８人死亡　炭鉱用に保管、引火か〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・117 論文に捏造改ざん　昭和大が麻酔科講師を懲戒解雇〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
[火災避難対策]
・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 474 号）〈官報〉
・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 475 号）〈官報〉
・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 476 号）〈官報〉
・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表について〈環境省〉
・建設石綿、訴訟外に被害給付金 来春にも開始、議員立法へ調整〈Web 報道〉
・ユニクロ、女性下着回収　４万点、異物混入の恐れ〈Web報道〉
・教職員のわいせつ行為など不祥事相次ぎ相談窓口開設 千葉〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島の1万地点で除染効果不明　検査院、測定手法改善を要請〈Web報道〉
・処理水満杯「23年春に」　福島第1原発、タンク新設で〈Web報道〉
・タンク3万トンを放出準備に転用　福島第1原発処理水で東電〈Web報道〉
[台風対策]
・住宅が倒壊する「風速５０m以上」、気象庁が新指標…強まる台風へ注意喚起〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇喫煙原因で年７６９万人死亡　日本はワースト６位―英医学誌〈Web 報道〉
[4] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 213 号）〈官報〉
◇ハンガリーのコマーロム・エステルゴム県、ジェール・モション・ショプロン県及びバーチ・キシュクン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について〈農林水産省〉
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
[5] 温暖化対策関係

勿忘草（ワスレナグサ）

◇脱炭素へ技術大競争、世界の勢力図左右　改正温対法成立<新聞報道>
◇オランダ裁判所、シェルに CO2 削減命令　30 年までに 45%<新聞報道>
◇先進技術の新ポンプ車導入　東京消防庁、環境に配慮<Web 報道>
[6] 環境安全関係
◇瀬戸内海、きれい過ぎ？　公害対策から栄養不足のワナ　法改正審議<新聞報道>
[7] エネルギー問題
◇「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました<経済産業省>
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集など]　３件　　[公募結果、意見募集結果]　２件　　[統計資料]　２件
[9] その他省庁発表　４件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　６件　　[開催記録、報告、資料等]　３件
[11] 海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：８件　○米国：８件　○カナダ：２件　○オーストラリア：３件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇その他：１件
[付録]
◇「会社へは　来るなと上司　行けと妻」サラリーマン川柳ベスト 10<新聞報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇[中国] 中国で爆発事故、８人死亡　炭鉱用に保管、引火か
＜産経ニュース　2021 年 5 月 27 日＞
https://www.sankei.com/article/20210527-OATH26CSPBKNXFZNSI3JXRQ444/
中国黒竜江省東寧市の会社で２６日、爆発が起き、８人が亡くなった。国営通信の新華社が伝えた。他に４人が負傷し、病院に運ばれたという。貿易関連会社とみられる。
当局のこれまでの捜査で、この会社の代表者が経営する炭鉱で使用するため、違法に製造し保管していた爆発物が爆発したことが判明したとしている。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024343/
　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210527_01.pdf
　生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：43 件
　うち重大事故等として通知された事案：27 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024342/
　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210527_02.pdf
　1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報:12件、3.食中毒情報：２件

・117論文に捏造改ざん　昭和大が麻酔科講師を懲戒解雇
＜朝日新聞　2021年5月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5X63V3P5XULBJ008.html
昭和大（東京都品川区）は28日、麻酔科学講座の講師だった上嶋浩順医師が書いた論文117編に、捏造（ねつぞう）または改ざんがあったと発表した。調査した委員会は論文の撤回を上嶋氏に勧告した。同大は昨年5月、上嶋氏を懲戒解雇、一部の論文で不適切に共著者になっていた同講座教授の大嶽浩司医師を降格の処分にしている。
上嶋氏は局所的に神経を遮断して痛みを抑える「神経ブロック」を専門とし、多数の論文のほか、医療者向けの解説書も出している。昨年3月、上嶋氏が論文を投稿した雑誌の編集者が、同大にデータに不正がないか調査を依頼。同大は調査委員会を設置し、上嶋氏が著者に含まれる147編を調べた。
調査委の報告書によると、このうち捏造・改ざんは117編で認められた。131編では論文作成に貢献していない人が共著者に入っており、不適切に共著者になったとして大嶽氏のほか、同講座のメンバー2人の不正も認定した。
捏造・改ざんが認定された論文のデータ処理や解析は上嶋氏が単独で行っており、ほかの共著者の関与は認められなかったという。調査委は、上嶋氏の「研究倫理意識の欠如が要因の一つ」と指摘。また、大嶽氏が上嶋氏の業績を評価し、研究内容を定期的に確認していなかったことも要因に挙げた。
捏造・改ざんが認定された論文の内訳をみると、症例や新規技術を紹介する短い形式の論文（レター）が95編で大半を占め、原著論文は10編、症例報告は7編だった。
同大は朝日新聞の取材に「研究活動の不正行為が行われたことは、誠に遺憾であり、本学の研究に対する信用を失墜させ、多くの関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。今後は研究倫理教育の徹底等再発防止策を実施し、全学をあげて再発防止に取り組んでまいります」とコメントした。
国内では2012年、日本麻…

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

[火災避難対策]

・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 474 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 28 日　号外　第 118 号　33～55 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210528/20210528g00118/20210528g001180033f.html

---

・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 475 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 28 日　号外　第 118 号　55～80 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210528/20210528g00118/20210528g001180055f.html

---

・火災により発生した煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通省告示第 476 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 28 日　号外　第 118 号　　80～112 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210528/20210528g00118/20210528g001180080f.html

---

・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表について
＜環境省　2021 年 5 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109616.html

---

・建設石綿、訴訟外に被害給付金 来春にも開始、議員立法へ調整
＜共同通信　2021 年 5 月 28 日＞　https://this.kiji.is/770753827915939840?c=39546741839462401
建設アスベスト（石綿）訴訟で政府と原告らが 18 日に締結した和解の基本合意を巡り、訴訟に加わっていない被害者が対象の新たな給付金制度の申請開始時期を来年 4 月ごろとする方向で政府、与党が調整していることが

27 日、関係者への取材で分かった。自民、公明両党は 28 日にそれぞれ厚生労働部会を開き、制度創設のための法案を審査。近く議員立法で提出し今国会での成立を目指す。

厚労省によると、石綿を原因とする健康被害で労災認定を受けた人は、ここ 15 年で計約 1 万 6 千件に上っている。近年は認定の半数を建設業が占めており、今後も増える恐れがある。

・ユニクロ、女性下着回収　４万点、異物混入の恐れ

＜時事ドットコム　2021 年 5 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052800510&g=eco

ファーストリテイリング傘下のユニクロは２８日、女性用下着「エアリズムブラタンクトップ」と「ボディシェイパーショーツ」の計４万４９９７点を自主回収すると発表した。生地に染色用フィルターの一部とみられる異物が混入していることが判明したため。商品代金は返還する。

異物の大きさは数ミリ程度で、購入した客から製品への混入やけがなどの申し出はないという。ただ、着用時に違和感が生じる恐れがあるため回収する。

対象は、今月３日から２７日まで販売された「エアリズムブラタンクトップ（ブラウン）」の全サイズ（品番２７１―４３２４７３）、１４日から２７日までインターネットサイトで販売された同製品の特別サイズ（品番２７１―４４５５７１）、「ボディシェイパーショーツ（カーキ）」全サイズ（品番２７１―４３５６２６）。問い合わせ先は（０１２０）７６０２９６。

・教職員のわいせつ行為など不祥事相次ぎ相談窓口開設 千葉

＜NHK　2021年5月31日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210531/1000065100.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島の 1 万地点で除染効果不明　検査院、測定手法改善を要請

＜共同通信　2021 年 5 月 26 日＞　https://this.kiji.is/770223582162255872?c=39546741839462401

東京電力福島第 1 原発事故の除染を巡り、会計検査院が福島県の 11 市町村(帰還困難区域を除く除染特別地域)の空間線量の測定記録のうち約 56 万地点を調べたところ、約 1 万 3 千地点で除染後の数値が前より下回らず、効果の有無を確認できないことが 26 日、分かった。検査院は作業から測定までの間隔が長期にわたったり、均一でなかったりした点を問題視し、環境省に改善を求めた。

検査院の試算で、9 都県で保管する指定廃棄物のうち、7 割超に当たる 2 万トンは放射性物質の濃度が基準を下回るとみられることも判明した。指定が取り消されれば通常の廃棄物と同じ方法で処理が可能になる。

・処理水満杯「23 年春に」　福島第 1 原発、タンク新設で

＜共同通信　2021 年 5 月 27 日＞　https://this.kiji.is/770637665368424448?c=39546741839462401

政府と東京電力は 27 日、福島第 1 原発の処理水を保管するタンクが満杯になる時期を、従来の「2022 年秋以降」から、海洋放出開始を目指す「23 年春ごろ」に先延ばしできる見通しを示した。処理水を海洋放出する準備に関連して約 3 万トン分のタンクを新設し、全体の容量が実質的に約 140 万トンに増えるため。

東電廃炉責任者の小野明氏は同日の記者会見で「国の方針通り 23 年春に海洋放出を始めるなら、現時点でこれ以上のタンク増設は必要ない」と述べた。今年 4 月に政府が海洋放出を決定した際、放出目標を 2 年後としたため、タンク不足の可能性が指摘されていた。

・タンク 3 万トンを放出準備に転用　福島第 1 原発処理水で東電

＜共同通信　2021 年 5 月 26 日＞　https://this.kiji.is/770227988759724032

政府が海洋放出を決定した東京電力福島第 1 原発の処理水について、東電が既設の処理水タンク約 137 万トン分のうち、約 3 万トン分を放射性物質の測定など放出準備用への転用を検討していることが 26 日、関係者への取材で分かった。転用した約 3 万トン分はタンクを新設して補うが、今回はさらに容量を増やす計画はないという。

海洋放出決定に至るまでには、漁業関係者らからタンクを増設して保管継続を求める意見もあったが、政府や東電は廃炉作業に必要なスペースを考えると敷地に余裕はないとして、受け入れなかった経緯がある。

新設タンクは解体された旧型があった場所への設置を検討している。

[台風対策]

・住宅が倒壊する「風速５０m以上」、気象庁が新指標…強まる台風へ注意喚起

＜読売新聞　2021 年 5 月 29 日＞

https://www.yomiuri.co.jp/science/20210529-OYT1T50115/

天気予報などに用いる風の強さの指標について、気象庁は平均風速の最大クラスとして「５０メートル以上」を新設し、住宅の著しい変形・倒壊といった具体的影響を示す方針を固めた。これまでは「４０メートル以上」が最大だったが、地球温暖化で激甚化する台風被害への注意喚起が必要と判断した。台風シーズンが本格化する今年夏～秋の導入を目指す。

指標は平均風速を強さごとに７段階に分け、人や車、建物などへの影響を示したもので、「多くの樹木が倒れる」（平均風速３５メートル以上）、「何かにつかまらないと立っていられない」（同２０メートル以上）などと表記されている。

気象庁は今回、竜巻など突風の強さを示す別の指標を参考に「５０メートル以上」の影響を示す表現を検討する。別の指標には「木造住宅が著しく変形、倒壊する」「鉄筋コンクリート造の集合住宅で、ベランダの手すりが広範囲でゆがむ」などの表現があり、これらを軸に内容を詰める方針だ。

気象庁のまとめによると、５０メートル以上の観測記録があるのは、静岡県・富士山（７２・５メートル）、高知県・室戸岬（６９・８メートル）、沖縄県・宮古島（６０・８メートル）など全国９地点。大半は地形的に風が強まりやすい山や、大型台風が襲来しやすい地域となっている。

しかし、温暖化の影響で、今後は日本付近に到達する台風の勢力が強くなると予測されており、５０メートル以上の猛烈な風に見舞われる地域が広がる恐れがある。

昨年９月には、九州に接近中の台風１０号が平均風速５０メートル以上に達する恐れがあるとして、気象庁が一時、「特別警報級」の警戒を呼びかけたが、従来の指標では甚大な影響を十分に伝えることが困難だった。

気象庁の有識者検討会が同３月、暴風によって起こり得る被害をわかりやすく伝えることなどを求める報告書をまとめていたこともあり、今年の台風シーズンから新たな区分を設けることにした。

気象庁の担当者は「台風などの暴風災害に備えてもらうためには、風速が強まることでどの程度危険が増すのか、正しく伝える必要がある。風への備えを見直す機会にしてほしい」と話している。

◆平均風速＝１０分間に吹く風の平均的な速さ。気象庁は、これを秒速で表記するよう定めている。３秒間の風速を平均したものは「瞬間風速」と呼ばれ、平均風速の１・５～３倍程度に達することがある。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・検査証明書の提示について掲載しました。

＜厚生労働省　2021年5月27日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18924.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・インド型と英国型のハイブリッド変異株、ベトナムで発見

＜ロイター　2021 年 5 月 29 日＞

https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-vietnam-idJPKCN2DA050

・印英型混合の変異株発見　感染力強く「極めて危険」―ベトナム
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 29 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052900385&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
・マレーシア、感染急拡大　人口比でインド上回る
＜共同通信　2021 年 5 月 28 日＞　https://this.kiji.is/770757098882940928?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021年5月27日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・日本へのワクチン、EU から１億回分　輸出全体の４割超
＜朝日新聞　2021 年 5 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5W7TSZP5WUHBI041.html

・ワクチン接種後に新たに５７人死亡、８割超が６５歳以上…厚労省検討会「重大な懸念なし」
＜読売新聞　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210526-OYT1T50327/

・ワクチン接種「キャンパス利用可」　計350大学が回答

＜朝日新聞　2021年5月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5X4S8TP5XUTIL00N.html

新型コロナウイルスワクチンをめぐり、文部科学省が全国の大学に「キャンパスの施設を接種会場として利用可能か」と照会したところ、計350大学が「利用可能」と回答した。萩生田光一文部科学相が28日の記者会見で明らかにした。

萩生田文科相は、モデルナ社製ワクチンを使うことを前提に、一部のキャンパスでは早ければ6月半ばごろから接種を始めたいとの考えを示した。そのうえで「7～8月の夏休みを有効に使って（接種を）加速できたら」と述べた。高齢者への接種が終われば、接種対象を教職員や学生にも広げたいという。

文科省は今後、各キャンパスの利便性を考慮しながら、会場として利用する大学を選ぶ方針。

・国家公務員にワクチン休暇 人事院、各省通知へ
＜共同通信　2021 年 5 月 27 日＞　https://this.kiji.is/770491093616017408?c=39546741839462401

国家公務員も新型コロナウイルスのワクチン接種を円滑に受けられるようにするため、人事院が「ワクチン休暇」を認める方向で検討していることが、27 日分かった。接種や副反応で職場を離れても、国家公務員法が定める職務専念義務には違反しないとのルールをまとめ、近く各省庁に通知する。

これにより業務に支障のない範囲で、接種のため一時的に職場を抜けられる。自宅から接種会場までの距離が遠い人や、接種を完了するまでに時間を要すると見込まれる人は、終日休むこともできる。

発熱や倦怠感などの副反応が出た場合は、必要最小限の期間、休暇を取得できる。

・ワクチン接種休暇の制度、関西企業で広がる　特別休暇や出社扱い
＜京都新聞　2021 年 5 月 28 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/572231

・東芝、ワクチン接種時に特別有休　全従業員対象、最大４日間
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052701150&g=cov

・ワクチン希望率、説明で変化　最大２０ポイント…関大調査
＜読売新聞　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/local/kansai/news/20210416-OYO1T50011/
関西大は、新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する人の割合が、発症を防ぐ効果や副反応の説明の有無、表現の違いで最大約２０ポイント変化する、とした調査結果を発表した。
　人間の行動を研究する同大学の「ソシオネットワーク戦略研究機構」が１月下旬～２月上旬にインターネット上で調査を実施。ワクチン接種について用意した五つのパターンの質問形式を約８４００人（２０～７９歳）にランダムに割り当て、回答結果を集計した。
　「ワクチンを打ちたいか」と接種希望の設問のみを聞いた場合は「希望する」は５８・２％だった。しかし「１００人中９５人に効果あり」と説明を添えると７６・０％に上昇。これを「１００人中５人は効果なし」と言い換えると、割合は６５・９％まで下がった。
　また「９５人に効果あり」の説明に、さらに副反応とみられる重い症状が出る割合を「％」で示した説明を添えた場合は、希望率は６４・４％だった。一方で、「〇万人のうち〇人」と説明すると５７・８％に下がった。
　調査にあたった本西泰三経済学部教授（行動公共政策）は「提供される情報や表現の違いが、人の判断に影響を与えることがわかる」と指摘。
　各地で高齢者向けのワクチン接種がスタートする中で、「接種を希望するかどうかは重要な選択。実施側の行政関係者らは丁寧な説明に努めてほしい」と話している。

◇マスコミ報道　見出し
・緊急宣言、6 月 20 日まで延長へ　東京、大阪など 9 都道府県
＜共同通信　2021 年 5 月 27 日＞　https://this.kiji.is/770610733990264832?c=39546741839462401

・クラスターの要因は換気不足?　病院に潜むエアロゾル感染のリスク
＜毎日新聞　2021 年 5 月 27 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210527/k00/00m/040/153000c
　新型コロナウイルスの感染者から離れていても感染する事例が相次ぎ、空気中に漂うウイルスを含んだ微粒子「エアロゾル」による感染が注目を集めている。米疾病対策センター（CDC）は今月、エアロゾル感染が最も注意すべき感染経路であると見解を見直した。専門家は「換気や正しいマスクの着用を徹底してほしい」と指摘している。
正しい対策しなければ人災
　ウイルスを含んだエアロゾルは、感染者の呼気やせきとともに口や鼻から出て、湿度や気流次第で遠くまで運ばれ、より長く空中にとどまる可能性がある。一般に知られる飛沫（ひまつ）感染は、感染者のせきやくしゃみなどの飛沫を吸い込んで起きるが、重い飛沫は数秒で地面に落ち、2 メートル以上飛ぶことはないとされている。

・ビニールシートが感染の一因に　換気に悪影響
＜テレ朝ニュース　2021 年 5 月 29 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000217627.html
　電気通信大学を中心とした研究チームは新型コロナ対策で使われるビニールシートなどにより換気能力が低下し、感染の一因となる可能性があるという研究結果を発表しました。
　宮城県内でクラスターが発生した事務室を再現し、特殊なスモークを噴出させた実験映像です。
　この事務室では、感染対策として床から高さ 1.6 メートルのビニールシートで 5 つの区画に分けていましたが、このうち 2 つの区画でクラスターが発生しました。
　調査の結果、シートによって気流が遮られ、換気能力が低下していることが分かりました。
　空気が滞留することでマイクロ飛沫（ひまつ）と呼ばれる 5 マイクロメートル未満の粒子が空気中に漂い、空気感染が起きた可能性があるということです。
　研究チームは空気感染のリスクを減らすため窓を開けるなど空気が流れる経路を確保するほか、二酸化炭素の

測定器で適切に換気ができているか可視化することが重要だとしています。

・緊急宣言下、働く世代で体重増加　女性の３割、男性２割

＜共同通信　2021 年５月 26 日＞　https://this.kiji.is/770219180062556160?c=39546741839462401

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が出た昨年 4～5 月、女性の３割、男性の２割がそれ以前に比べて体を動かさなくなり、体重が１キロ以上増えたとの調査結果を、滋賀医大の三浦克之教授（公衆衛生学）らが 26 日発表した。成人約２千人へのアンケートをまとめた。

多くの人は生活や体重に変化はないと答えたが、健康を損なう方に変化した人の割合は女性の方が多かった。間食が増えた人も女性で２割、男性は１割。在宅勤務のためか、65 歳未満で影響が大きかった。

三浦教授は「高血圧など生活習慣病が増える可能性がある。密を避けつつ体を動かす機会を増やし、野菜を多く食べて」と呼び掛けた。

****

[3] *健康安全*

◇喫煙原因で年７６９万人死亡　日本はワースト６位―英医学誌

＜時事ドットコム　2021 年５月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052800215&g=int

英医学誌ランセットは２７日、２０１９年に喫煙を原因として世界で７６９万人が死亡したとする論文を掲載した。日本は２０万人で６番目に多かった。喫煙は各国で死因として高い割合を占めており、たばこ増税や広告の禁止など、厳しい措置で抑制するよう求めている。

男女別では、男性が６１８万人と８割を占めた。国別では中国（２４２万人）が最も多く、２位がインド（１０１万人）、３位が米国（５３万人）。人口１０万人当たりでは、ブルガリア（２９８人）やモンテネグロ（２８４人）など中欧諸国が特に多かった。日本は１５６人で、世界平均（９９人）を上回った。

****

[4] *食品安全衛生関係*

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 213 号）

［官報］　令和３年５月 27 日　号外　第 117 号　2～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210527/20210527g00117/20210527g001170002f.html

○厚生労働省告示第 213 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ぶどうに残留するエタボキサムの量の限度、牛の食用部分、豚の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの量の限度並びにてんさい、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するフェンブコナゾールの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和３年５月 27 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正前」を省略し、「改正後」のみを掲載〈ACSES 事務局〉―

「改正後」

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、①の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から討までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度
―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ、抽出、記載した。〈ACSES 事務局〉―
エタボキサム
オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール
チオキサザフェン
フェンブコナゾール
⑵～⒁　（略）
7～12　（略）

◇ハンガリーのコマーロム・エステルゴム県、ジェール・モション・ショプロン県及びバーチ・キシュクン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210527.html
---
◇特定保健用食品の表示許可について
＜消費者庁　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024310/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210527_02.pdf
ヴァームスマートフィットウォーター　株式会社明治　清涼飲料水
****
[5] ***温暖化対策関係***
◇脱炭素へ技術大競争、世界の勢力図左右　改正温対法成立
＜日経新聞　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA260WS0W1A520C2000000/
2050 年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が 26 日、成立した。脱炭素の実現には日米欧と中国の 4 地域だけでも 21～50 年に必要な投資が 8500 兆円に及ぶとの試算がある。巨大市場を取り込んで成長につなげるか、海外の技術や製品への依存に甘んじるか。世界経済の勢力図を左右する技術競争が正念場を迎える。
改正法は 22 年 4 月の施行をめざす。50 年までに温暖化ガスの排出量...

◇オランダ裁判所、シェルに CO2 削減命令　30 年までに 45%
＜日経新聞　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR26E1F0W1A520C2000000/
オランダ・ハーグの地方裁判所は 26 日、欧州石油最大手の英蘭ロイヤル・ダッチ・シェルに対し、二酸化炭素（CO2）の純排出量を 2030 年までに 19 年比で 45%削減するよう命じる判決を出した。シェルは控訴を検討している。裁判所が温暖化ガス削減の具体的な数値目標を課すのは異例で、石油業界への脱炭素の圧力がさらに強まってきた。シェルは 2 月、温暖化ガス排出量を 50 年までに実質ゼロとする長期目標を発表していた。中間目標として、エネルギー1 単位あたりの CO2 純排出量を 16 年比で 30 年に 20%、35 年に 45%それぞれ減らす方針を打ち出した。
判決は不十分だとして大幅な上積みを求めた形だ。裁判所は近年の取り組み強化を認めつつ、長期目標について「具体性が乏しく拘束力も無い」と指摘した。気候変動に対処する責任を認定して削減を急ぐよう求めた。操業や電力消費などで発生する分に加え、販売した製品の消費から生じる分を含む供給網全体の排出量「スコープ 3」までが対象になる。
訴訟は複数の環境保護団体が提起していた。原告の一つであるフレンズ・オブ・ジ・アース・オランダのディレクター、ドナルド・ポルズ氏は「国際的な気候変動運動にとって大きな前進だ」と語った。原告側の弁護士は「裁判所が（温暖化対策の国際枠組み）パリ協定の順守を巨大な汚染企業に命じたのは初めてだ」との声明を出し、歴史的な意義を強調した。
シェルの広報担当者は「気候変動には緊急の行動が必要で、我々は 50 年までに実質ゼロ排出のエネルギー企業になるよう努力を加速している」とコメントした。再生可能エネルギーなどの低炭素分野に注力していくと強調した。判決は「残念だ」とし、控訴する方針を示した。

シェルは石油生産量は「19 年がピーク」として、30 年にかけて年 1～2%のペースで減らしていく計画を掲げている。温暖化ガスを多く出す化石燃料への依存を減らし、50 年の実質ゼロ排出に向けて低炭素エネに経営の比重を移していく方針だ。
5 月 18 日の定時株主総会にはエネルギー転換の長期戦略を諮り、88.74%の賛成で承認されていた。判決は未確定だが、温暖化対策のさらなる強化を促すことになりそうだ。

◇先進技術の新ポンプ車導入　東京消防庁、環境に配慮
＜共同通信　2021 年 5 月 26 日＞　https://this.kiji.is/770210038291988480?c=39546741839462401
　東京消防庁は 26 日、電動モーターによる放水機能を備えたポンプ車を石神井消防署で報道陣に公開した。先進技術を駆使して街全体でエネルギーを効率的に利用する次世代都市「スマートシティー」の実現に向け、全国で初めて導入。二酸化炭素（CO2）の排出や騒音抑制の効果を見込む。27 日から運用を開始する。
　同庁によると、新車両は充電可能なリチウムイオンバッテリーで動く電動モーターを搭載。電動モーターで放水した場合、従来のエンジン駆動に比べて 1 時間当たり約 12 キログラムの CO2 を削減可能で、放水量は落ちるものの騒音も 80 デシベル以下に抑制できる。
****

[6] ***環境安全関係***

◇瀬戸内海、きれい過ぎ？　公害対策から栄養不足のワナ　法改正審議
＜毎日新聞　2021 年 5 月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210529/k00/00m/040/128000c
瀬戸内海は、きれい過ぎ――。沿岸府県が排水基準を緩和して水質を管理できるようにする「瀬戸内海環境保全特別措置法」（瀬戸内法）の改正案が今国会で審議されている。高度成長期に工場排水が原因で赤潮が頻発した瀬戸内海は、その後の規制で近年水質が改善。海洋生物の栄養となる窒素やリンがかえって不足する事態が生じており、法改正で柔軟に調整できるようにするのが狙いだ。
　「海はきれいじゃが、どうしたわけか魚がおらん」。1990 年代、広島大の山本民次名誉教授（水圏生態学）のもとに、漁師から相談が寄せられるようになった。魚だけではなく、養殖のアサリやカキの生育不足、ノリの色落ちなどの報告が相次いだ。
　山本さんは、水質改善によってプランクトンの栄養となる窒素とリンが不足し、瀬戸内海が「貧栄養化」していると結論付け、2003 年に「瀬戸内海　富栄養か貧栄養か？」と題した論文を発表した。
　しかし当時、貧栄養化という概念は専門家の間でも知られておらず、学会で論文を発表した後の質疑応答では、「不漁は埋め立てによるもの。あなたはどうかしている」と他の海洋学者に嘲笑されたという。
　瀬戸内海は、高度経済成長期には沿岸の工場などからの窒素やリンを多く含む排水で富栄養化し、1970 年代になるとプランクトンが異常発生して赤潮が頻発。プランクトンが魚のえらに障害を起こしたり、大量の酸素を消費するため、養殖魚の死滅など漁業に深刻な影響を及ぼし社会問題化。76 年には年間で 299 件が発生した。
　73 年に施行された「瀬戸内海環境保全臨時措置法」は現行の瀬戸内法に受け継がれ、窒素やリンの排出を規制、水質改善が図られた。規制は奏功し、瀬戸内海の赤潮件数は減少、海水の透明度は回復した。他方で、瀬戸内の人々の胃袋を満たしてきた豊穣（ほうじょう）の海の様相は一変。そして、今世紀初頭の山本さんの訴えの後、時の流れとともに、瀬戸内海の異変と貧栄養化は関連付けられるようになっていった。
　今回の改正案では、下水処理場などの排水基準を緩和し、窒素やリンの排出量を増やす目標値を沿岸の府県知事が策定できるようにすることなどが盛り込まれた。山本さんは、「法律によって過剰供給された窒素とリンを削減した対応は良かった」と、過去の政府の対応に一定の評価をした上で、「窒素とリンは過多となれば水質悪化をもたらす一方で、生物の生育に必須でもある。大切なのは適正な供給量だ」と訴えている。
　法案は 4 月 9 日に参院で可決。5 月 27 日に衆院に付託され、近く衆院環境委で審議される。【賀有勇】
富栄養化と貧栄養化
　工場や家庭の排水に含まれる窒素やリンなどの栄養塩類が海や湖に多く流れ込み、水質が「富栄養」になると、植物プランクトンが異常増殖し、赤潮やアオコが発生する。一方、栄養塩類が不足すれば「貧栄養」の状態となり、藻類の生育不良を招くほか、食物連鎖にも影響を与える。

山本名誉教授「日本の取り組み、発信を」

早くから貧栄養化に着目し、問題提起してきた広島大の山本民次名誉教授（水圏生態学）に瀬戸内海の現状や法改正について聞いた。

――富栄養化を抑制するための 1970 年代からの対策は失敗だったのか。

◆当時、法律に基づいて窒素とリンといった栄養塩類を削減したのは良かった。だが富栄養化を起こす原因物質であると同時に、生物に必要な元素でもある。多過ぎても、足りなくても悪影響がでる。入り組んだ閉鎖性海域の瀬戸内海では、太平洋に面した三陸などと違い海水が滞留しやすく、入れ替わるのに 1 年数カ月ほどかかる。海産物を育てるために複雑な食物連鎖の計算をした上で、適度なバランスが必要だ。

――規制の緩和は水質を悪化させる印象を受ける。

◆「海を汚せ」と言っているのではなく、重金属や化学的に生物に有害であるものを流すことは許されない。絞るべきものと絞らなくて良いものを整理する必要がある。

――高度経済成長以前の瀬戸内海は今よりきれいだったのでは。

◆大昔は、人の営みや腐敗した落ち葉などから供給された栄養塩類と漁獲量のバランスが取れていたが、それは過去の話。「1950 年代ぐらいが良かっただろうから、その当時の状態に戻しましょう」といった議論もあった。だが、人口や産業構造といった社会的背景も考慮する必要があり、単純な話ではない。今の人口構造などを考慮し、どれぐらいのレベルで栄養塩類を出したら、瀬戸内海の魚類やカキやのりなどの養殖漁業を持続させられるかという観点が必要になる。排出上限があるので、最大限緩和しても赤潮がかつてのように頻発することはない。

――法改正の動きをどう評価するか。

◆環境省はよく思い切ったと思う。日本の近隣諸国を含む多くの外国で富栄養化が問題となっている。ただ、いずれ水質が改善すれば瀬戸内海と同じ状況になる可能性もある。世界が参考に出来るように日本の取り組みをどんどん発信していくべきだ。

欧州も富栄養化に悩まされ

窒素やリンは、家庭の生活排水や農業で使われる肥料から流れ出るため、富栄養化などの問題に見舞われているのは日本だけではない。欧州でも、スカンディナビア半島と欧州大陸に囲まれたバルト海や、北欧や英仏独などが面する北海などが富栄養化に悩まされ、長期的な対策が講じられてきた。

北海は沿岸諸国と欧州連合（EU）が結ぶオスロ・パリ条約（OSPAR）、バルト海は沿岸諸国と EU でつくるヘルシンキ委員会（HELCOM）の多国間の枠組みで栄養塩類の削減に取り組んできた。

こうした枠組みとは別に、EU は栄養塩類の削減のために加盟各国への「指令」を出してきた。2008 年には、20 年までに富栄養化などに取り組み「健全な海洋環境の実現」を目指す「海洋戦略枠組み指令」を採択し、各国に取り組みを促してきた。

この結果、北海では改善が見られ、ドイツ沿岸では貧栄養化が進み、栄養塩供給の適正化が図られている。

一方、北海よりも閉鎖性が高いバルト海は、富栄養化の深刻な状況からは脱していない。いくつもの沿岸国が存在する海域では、沿岸国の河川管理や栄養塩類の規制の取り組みの度合いによって状況が左右される難しさがある。

EU の専門機関、欧州環境庁は 2019 年末、「過去数十年にわたる取り組みが奏功し、全体として富栄養化から徐々に回復している」としたものの、バルト海の評価対象海域の 99%、黒海は 53%、地中海は 12%で富栄養化が見られたことを受けて、「目標達成は困難」と発表した。

富栄養化と貧栄養化を経験した瀬戸内海における今後の日本の取り組みのノウハウやデータが蓄積されれば、世界の水質環境対策に生かされる可能性もある。

****

[7] ***エネルギー問題***

◇**「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました**

＜経済産業省　2021 年 5 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003.html?from=mj

6 月から 9 月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡

会議で「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました。
省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。本日、当該会議にて「夏季の省エネルギーの取組について」（別添）を決定しました。
この決定に基づき、6月から9月までの夏の省エネキャンペーンの期間において、各方面に省エネルギーの取組を呼びかけ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとしています。
また、政府自らも率先して、冷房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践します。
関連資料
別添：「夏季の省エネルギーの取組について」
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-3.pdf
参考資料
「夏季におけるコロナ禍での省エネルギーの取組について」
リーフレット版（オフィス向け）
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-1.pdf
リーフレット版（家庭向け）
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528003/20210528003-2.pdf

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素製造・利活用第三国連携事業」の公募について
＜環境省　2021年5月28日＞　https://www.env.go.jp/press/109619.html

◇「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021年5月28日＞https://www.env.go.jp/press/109613.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の公募について
＜環境省　2021年5月28日＞　http://www.env.go.jp/press/109536.html

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度環境技術実証事業における実証機関の選定について
https://www.env.go.jp/press/109620.html

[調査結果]

◇大学発ベンチャー実態等調査の結果を取りまとめました
＜経済産業省　2021年5月28日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210517004/20210517004.html?from=mj
【2021年5月28日発表資料差し替え】「令和２年度産業技術調査（大学発ベンチャー実態等調査）調査結果概要」及び「令和２年度産業技術調査（大学発ベンチャー実態等調査）報告書」に誤りがありましたので、修正しました。
誤りの主な原因は、委託先事業者が、集計の過程で個別大学に照会をかけた際に、大学からベンチャー企業の追加や削除の指示をいただいたにも関わらず、その取扱いを誤り、反映が漏れてしまったこと等によるものです。
この結果、元となる集計データの母集団に誤りが生じてしまったため、このデータをもとに作成した大学別や類

型別のベンチャー企業数等に広く誤りが波及することとなりました。
経済産業省では、「令和２年度大学発ベンチャー実態等調査」を取りまとめました。2020 年 10 月時点での大学発ベンチャー数は 2,905 社と、2019 年度で確認された 2,566 社から 339 社増加し、過去最高の伸びを記録しました。
また、大学発ベンチャーにおける経営人材不足への対応策の一つとして、サーチファンドを活用した解決策の検討を行い、報告書を公表しました。

[統計資料]
◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和2年度1月
＜厚生労働省　2021年5月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/month/21/01.html
---
◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和2年度1月号
＜厚生労働省　2021 年 5 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/c-med/2021/01/
****

[9] ***その他省庁発表***
◇鉱工業品又はその加工技術に係る品質管理体制の審査の基準、認証に係る審査の実施時期及び頻度並びに認証に係る審査の方法の一部を改正する件（経済産業省告示第 116 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 27 日　本紙　第 500 号　5～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210527/20210527h00500/20210527h005000005f.html
---
◇種苗法第十八条第一項の規定に基づく品種登録に係る事項の公示及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 909 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 27 日　号外　第 117 号　11～16 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210527/20210527g00117/20210527g001170011f.html
---
◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 88 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 28 日　本紙　第 501 号　2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210528/20210528h00501/20210528h005010002f.html

○文部科学省告示第 88 号
大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 3 年 5 月 28 日　　文部科学大臣　　萩生田光一
大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示
大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 **第一条～第五条**　［略］ **附　則** １　［略］ ２　令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数については、第一条第一	大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 **第一条～第五条**　［略］ **附　則** １　［略］ ２　令和三年度の大学等の入学者のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三

項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。	十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。
一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者	［号を加える。］
二　令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇2021 年度夏季の需給見通し・対策を取りまとめました

＜経済産業省　2021 年 5 月 26 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210526004/20210526004.html

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、2021年度夏季の需給見通し・対策を取りまとめました。今夏は、安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しですが、例年どおり、無理のない範囲での効率的な電力の使用（省エネ）をお願いします。

1. 背景・目的

電力需給対策に万全を期すため、電力広域的運営推進機関において、全国の電力需要が高まる夏と冬の電力需給について検証を実施しています。この検証結果を踏まえ、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（以下、小委員会）において、検証の妥当性の結果を確認し、需給見通し・対策を取りまとめています。昨日（5/25）に開催した第35回小委員会において、2021年度夏季の需給見通し・対策を取りまとめました。

2. 2021年度夏季の電力需給見通し・対策のポイント

（1）2021年度夏季の電力需給については、全国で電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%を確保できる見通しです。ただし、昨年度の冬に需給のひっ迫を経験した中で、安定供給の確保に万全を期す観点から、一定

の対策をとります。

(2) 電気事業者（発電・小売電気事業者）に対しては、供給対策・市場対策に関する要請を行います。また、需要家の方々に対しては、節電要請は行わず、ここ数年と同様に無理のない範囲で効率的な電力の使用（省エネ）への協力を呼びかけます。需要家の皆様におかれては、普段どおりの生活を続けていただきつつ、電力の効率的な使用を心がけていただくようお願いします。

関連資料

2020年度冬季の電力需給実績の振り返り及び2021年度夏季の需給見通し・対策について

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210526004/20210526004-1.pdf

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第818回）の開催について　　6月1日

＜内閣府　2021年5月27日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai818.html

（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物１品目　　フェロシアン化カリウム

（2）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「BML780 MDT06-221株を利用して生産されたα-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「Morph TG#626株を利用して生産されたα-グルコシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ」に係る食品健康影響評価について

（3）食品安全モニターからの随時報告について

（4）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）

＜厚生労働省　2021年5月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0P_mDIvRt2ovdopY

・第22回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の開催について　　5月31日

＜厚生労働省　2021年5月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2_TtB4DavGEkfEFY

（1）新型コロナワクチンの臨時接種について

（2）その他

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　6月11日

＜厚生労働省　2021年5月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0SmV8lhFLLfC17ZDY

・薬事・食品衛生審議会　プログラム医療機器調査会を開催します　　6月11日、非公開

＜厚生労働省　2021年5月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6cbfNbLojlMWTvNY

・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ（第1回）を開催します　　5月31日

＜経済産業省　2021年5月28日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210527003/20210527003.html?from=mj

経済産業省は、2021年4月に廃炉・汚染水・処理水関係閣僚等会議で決定した「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において、風評影響に関して継続的に確認し必要な対策を機動的に実施していくこととしています。そこで、ALPS処理水の海洋放出により、風評等の影響を受ける可能性のある方々から、①基本方針の決定後に生じた状況、今後見込まれる状況を確

認し、②必要と考える対策についての意見を聴取し、政策に反映することを目的としたワーキンググループを設置し、5 月 31 日に第１回を開催いたします。
※新型コロナウイルス対策等のため、開催要領に変更が生じた場合には別途お知らせします。

[開催記録、報告、資料等]

・第８回労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会　　５月28 日
＜厚生労働省　2021 年５月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18909.html
ア 労働基準法施行規則第３５条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について
イ 今後の検討事項について
ウ その他
資料１　化学物質評価シート（SDS交付義務のある物質
資料２－１　化学物質評価シート（シャンプー液等による接触性皮膚炎）（１）
資料２－２　化学物質評価シート（シャンプー液等による接触性皮膚炎）（２）
資料３　業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究 報告書（2019年３月）
資料４　業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究 報告書（2020年３月）
資料５　木材粉じんによるがんに係る検討のポイント
資料６　今後の検討スケジュール（案）
・産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関する検討会（第３回）配付資料
　　5 月 19 日
＜文部科学省　2021 年５月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3oacykozselGbF
(1) 医療分野研究成果展開事業　事後評価
(2) 今後の医薬品・医療機器等の研究開発における今後の支援の在り方
(3) その他
・長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会（第９回）　議事録　　3 月５日
＜文部科学省　2021 年５月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3wacy5ua4Qu9bG
****

[11] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 539 号　2021 年５月 26 日　から＞

〇国際

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年５月 17 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm
OECD は、2021/5/10 に規制目的のための次世代の Physiologically Based Kinetic（PBK）モデリングアプローチに関する Web セミナーを開催したが、その録画ビデオとプレゼンテーション資料を公開した。
・Draft Guidance and Review Documents/Monographs
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年５月 17 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
OECD は、アドバース・アウトカム・パスウエイ(AOP)の科学的レビューのためのガイダンス文書草案を掲載し、利害関係者から 2021/6/18 までの意見募集を開始した。ガイダンス文書草案　→
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-document-scientific-review-adverse-outcome-pathways.pdf
---

〇欧州

・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/806 of 10 March 2021 amending Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council to include carbon dioxide generated from propane, butane or a mixture of both by combustion as an active substance in Annex I thereto

＜欧州委員会(EC)　2021 年 5 月 21 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0806&qid=1621829358083
欧州委員会（DG SANTE）は、殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 の附属書 I に、プロパン、ブタン、またはそれらの混合物から生成した二酸化炭素を活性物質として含めて改正する 2021/3/10 付け委員会委任規則（EU）2021/806 を官報公示した。
・Commission Delegated Regulation (EU) 2021/807 of 10 March 2021 amending Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council to include potassium sorbate as an active substance in Annex I thereto
＜欧州委員会(EC)　2021 年 5 月 21 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0807&qid=1621829358083
欧州委員会（DG SANTE）は、殺生物性製品規則（EU）No 528/2012 の附属書 I に、ソルビン酸カリウムを活性物質として含めて改正する 2021/3/10 付け委員会委任規則(EU)2021/807 を官報公示した。
・Proposals for new POPs
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.echa.europa.eu/proposals-for-new-pop-s
ECHA は、2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol（UV-328）（CAS RN　25973-55-1）およびメトキシクロル（CAS RN 72-43-5）をストックホルム条約の下で POPs としてリストされることを提案される物質として掲載し、それらのリスクプロファイルの草案およびメトキシクロルのリスク管理評価の草案についての意見募集を開始した。意見提出は 2021/7/13 まで。
・Applications for authorisation - current consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation
ECHA は、クロム(VI)化合物に関する 6 件の REACH 認可申請を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/7/14 まで。
・ECHA Weekly - 19 May 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 19 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-19-may-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/5/19 版を掲載した。
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 20 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 7 物質における 11 件の試験提案を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/7/5 まで。
・ECHA's completed activities on restriction
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 20 日＞
https://www.echa.europa.eu/completed-activities-on-restriction?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-updates
ECHA は、人工芝充填剤材料中の化学物質についての新しい調査報告書を掲載した。ECHA による調査報告書　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13563/rest_sub_infill_material_investigation_report_en.pdf/77424e81-d78e-8abc-1404-f213d27c2b3f
・Chemicals Strategy for Sustainability ECHA's contribution to the work
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 5 月 20 日＞
https://echa.europa.eu/hot-topics/chemicals-strategy-for-sustainability
ECHA は、欧州委員会が採択した持続可能性のための化学物質戦略で、どの領域の作業で貢献できるかについて概説している。REACH および CLP 規則の改訂では、その影響評価に科学的および技術的な支援を提供すると説明している。

〇米国

・EPA Announces Environmental Justice Consultations on Risk Management Rulemakings for Trichloroethylene and Perchloroethylene
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 18 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-environmental-justice-consultations-risk-management-rulemakings-2
EPA は、環境正義のコミュニティと利害関係者に、トリクロロエチレン(TCE)およびペルクロロエチレン(PCE)によってもたらされる不合理なリスクに対処するための TSCA 第 6 条(a)に基づいて提案されるリスク管理に関する協議に参加するよう呼びかけている。
・EPA Guidance; Administrative Procedures for Issuance and Public Petitions; Rescission
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/18/2021-10269/epa-guidance-administrative-procedures-for-issuance-and-public-petitions-rescission
EPA は、2021/1/20 の大統領指令「連邦規制に関する特定の大統領令の取り消し」に従い、2020/10/19 付けガイダンス文書を発行するための行政手続きを確立する規則を撤回する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/5/18 に発効する。
・EPA Adds New PFAS to its Drinking Water Treatability Database
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-adds-new-pfas-its-drinking-water-treatability-database-0
EPA は、米国全土の飲料水問題への取り組みの一環として、飲料水処理可能性データベースに新たな PFAS である 11 物質を追加し更新したことを発表した。飲料水処理可能性データベースは、様々な汚染物質の概要と、飲料水からそれらを除去するための可能な処理プロセス情報を提供するもので、今回の追加で、PFAS の総数は PFOA と PFOS を含めて 37 となり、さらに研究者達は既存の PFAS エントリに 38 の新しい科学的リファレンスを追加している。
Drinking Water Treatability Database (TDB)　→
https://www.epa.gov/water-research/drinking-water-treatability-database-tdb
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for April 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/19/2021-10559/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-april-2021
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/4/1～2021/4/30 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。掲載事項への意見提出は 2021/5/18 まで。
・Clean Water Act Methods Update Rule for the Analysis of Effluent
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/19/2021-09596/clean-water-act-methods-update-rule-for-the-analysis-of-effluent
EPA は、国家汚染物質排出廃絶システム (NPDES) 許可プログラムに基づき、廃水や他の環境サンプルの化学的、物理的、生物学的特性を分析する際に、業界や自治体が使用する試験の手順の変更を決定する最終規則を水質浄化法(CWA)の要求に従い官報公示した。この最終規則は 2021/7/19 に発効する。
・Petition for Rulemaking Under TSCA; Reasons for Agency Response; Denial of Requested Rulemaking
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 21 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/21/2021-09998/petition-for-rulemaking-under-tsca-reasons-for-agency-response-denial-of-requested-rulemaking
EPA は、18 の組織から 2021/2/8 に受け取った TSCA 第 21 条請願への対応を官報公示した。請願には TSCA に関係する 3 件の活動が要請されているが、EPA はリン石膏およびリン酸製造における廃水処理の試験を要請するもののみ適切であると判断し、他の請願を拒否することを記している。この決定は 2021/5/5 に発効している。

・アメリカ環境保護庁、環境正義と気候変動対策の推進を支援する新たな　イニシアティブを公表(発表日：2021/4/23)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 18 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45323&oversea=1
標記記事が掲載された。
・アメリカ環境保護庁、ハイドロフルオロカーボンの段階的削減のための規則を　提案（発表日：2021/5/3)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 21 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45328&oversea=1
標記記事が掲載された。

○カナダ

・Talc
＜カナダ　2021 年 5 月 22 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/talc.html
カナダ政府は、タルク（Mg3H2(SiO3)4）（CAS RN 14807-96-6）をカナダ環境保護法（CEPA 1999）の附属書 1(有毒物質リスト）に追加する提案命令に 2021/7/21 まで 60 日間の意見募集を開始した。カナダ官報　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-05-22/html/reg2-eng.html
・Chlorocresol
＜カナダ　2021 年 5 月 22 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/chlorocresol.html
カナダ政府は、化学物質管理計画（CMP）に基づき、４－クロロ－３－メチルフェノール（CAS RN 59-50-7）の最終スクリーニング評価を発表した。最終評価で、物質がカナダ環境保護法（CEPA 1999）第 64 条の一つ以上の基準に合致することから、リスク管理アプローチに関する意見募集も開始している。意見提出は 2021/7/21 まで。カナダ官報　→
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-05-22/html/notice-avis-eng.html#na3

○オーストラリア

・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate - 20 May 2021
＜オーストラリア　2021 年 5 月 20 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-20-may-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 83 条に従い、審査証明書が発行された 1 物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。
・I manufacture or import anti-dandruff and anti-acne skin-care products -do I need to register with AICIS?
＜オーストラリア　2021 年 5 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/i-manufacture-or-import-anti-dandruff-and-anti-acne-skin-care-products-do-i-need-register-aicis
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、フケ防止およびニキビ防止のスキンケア製品を登録する必要があるかどうかについての情報シートを掲載した。オーストラリアでは、これらのスキンケア製品は治療用品または化粧品として規制されているが、 AICIS は、化粧品の定義を満たす非治療用のフケ防止およびニキビ防止のスキンケア製品の化学成分を規制している。
・I manufacture or import antibacterial skin-care products - do I need to register with AICIS?
＜オーストラリア　2021 年 5 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/i-manufacture-or-import-antibacterial-skin-care-products-do-i-need-register-aicis

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、抗菌スキンケア製品を登録する必要があるかどうかについての情報シートを掲載した。オーストラリアでは、抗菌スキンケア製品は治療用品または化粧品として規制されているが、 AICISは、化粧品の定義を満たす非治療用の抗菌スキンケア製品の化学成分を規制している。

****

[12] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第918号）

［官報］ 令和3年5月28日　本紙　第501号　3～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210528/20210528h00501/20210528h005010003f.html

---

◇***その他***

・京大が奨学金制度を新設　安藤忠雄氏らの寄付原資に

＜共同通信　2021年5月27日＞　https://this.kiji.is/770628881601986560?c=39546741839462401

京都大は27日、建築家の安藤忠雄氏やニトリホールディングスの似鳥昭雄会長からの寄付を原資に、修士課程や博士課程への進学が経済的に困難な学生を対象にした返済不要の奨学金制度を始めると発表した。

対象となった学生には、学部で月額5万円、修士課程で月額10万円（それぞれ2年間）、博士課程で月額10万円（3年間）を給付する。10年間で約1200人を支援する計画で、11月ごろに公募を始め、来年度から給付する。

大学は安藤氏側と似鳥氏側からそれぞれ10億円の寄付を受けたという。

****

[付録]

◇「会社へは　来るなと上司　行けと妻」サラリーマン川柳ベスト10

＜毎日新聞　2021年5月27日＞　https://mainichi.jp/articles/20210527/k00/00m/040/022000c

「会社へは　来るなと上司　行けと妻」――。第一生命保険は27日、「第34回サラリーマン川柳コンクール」で投票で選ばれた上位10句を発表した。在宅勤務やウェブ会議を題材にするなど、新型コロナウイルス禍ならではのサラリーマンの悲哀を詠んだ句が6作入選した。

◇サラリーマン川柳ベスト10

1　会社へは　来るなと上司　行けと妻
2　十万円　見る事もなく　妻のもの
3　リモートで　便利な言葉　“聞こえません！”
4　嫁の呼吸　五感で感じろ！　全集中！！！
5　じいちゃんに　J.Y.Parkの　場所聞かれ
6　我が部署は　次世代おらず　5爺（ファイブジイ）
7　お父さん　マスクも会話も　よくずれる
8　YOASOBIが　大好きと言い　父あせる
9　お若いと　言われマスクを　外せない
10　抱き上げた　孫が一言　密ですよ

********** 以上 **********